

使用許可条件

1. この許可書は、青森県総合運動公園・新青森県総合運動公園内における行為の前に必ず受付に提示してください。
2. 行為許可は、他人に譲渡し、又は転貸することはできません。
3. 納付された使用料は、条例に定める以外は返納できません。
4. 使用する物品等は全て使用者側で準備してください。
5. 危険物を持ち込まず、火気の使用には注意してください。
6. 建物及び附属設備等を破損、汚損又は滅失した場合、生じた損害について賠償していただきます。
7. 騒音、怒声を発し、暴力を用いる等他人に迷惑をかける行為をしないでください。
8. ゴミ及び汚物については使用者側で処理し、公園内には捨てないでください。
9. その他施設の使用にあたっては、職員の指示に従ってください。
10. 取得した個人情報は、施設使用に関わる業務に利用します。